

◎新潟県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市東部公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年4月15日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成20年新潟県告示第611号の事業地のうち新潟市江南区横越字下郷地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
変更なし